

赤い羽根 ポスト・コロナ(新型コロナウイルス)社会に向けた福祉活動応援キャンペーン
～それでもつながり続ける地域・社会をめざして～
**地域での孤立に気づき、つながり、見守る人材(つながりワーカー)
養成および実践活動助成応募要項**

社会福祉法人青森県共同募金会

令和4年12月13日制定 施行

令和5年5月8日変更 施行

1 趣旨

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、社会的孤立や経済的困窮などの問題が深刻化しており、誰にも相談することができないまま地域の中で孤立することで、状況が悪化する可能性があることから、住み慣れた地域で困りごとを抱えた人に気づき、つながり、見守る人材(つながりワーカー)の存在が必要とされています。

本助成は、そのような人材(つながりワーカー)を地域に増やしていくことを目的として、実施するものです。

2 実施主体

社会福祉法人 青森県共同募金会

3 応募の対象となる団体

- (1) 地域福祉活動を行うボランティア団体・NPO 等 ※1
(法人格を持たない任意団体、一般社団法人、特定非営利活動法人)
- (2) 団体の年間予算規模(前年度総収入額)が概ね 300 万円未満であること ※2
- (3) 2022 年 3 月以前に設立された団体であること
- (4) 団体名義の振込口座を持っていること
- (5) 団体自らが独自の事務局を持っていること
- (6) 反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと ※3

※1 今回の助成では社会福祉法人は対象となりません(ただし、市町村内の団体・個人を対象とした研修を開催する場合における市町村社会福祉協議会は対象となります)。また、自治会・町内会・マンション等集合住宅の管理組合等、会員同士の互助的な活動を主な目的とする団体も対象となりません。

※2 前年度の総収入が 300 万円以上(補助金、委託金、助成金含む)の団体は対象外となります。(ただし、市町村内の団体・個人を対象とした研修を開催する場合における市町村社会福祉協議会はその限りではありません)。

※3 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

4 助成の対象となる活動

次の(1)、(2)を両方実施する活動(事業)で、かつ総事業費が10万円以上の活動(事業)

- (1) 地域で孤立する人に気づき、つながり、見守る人材(つながりワーカー)を養成する講座・研修の開催
- (2) 研修・講座の実践としてのサロン・見守り・相談支援等の活動・事業

※(1)の講座・研修は中央共同募金会が提供する動画及びワークブックにより行うこと

助成金対象経費

- ・講座開催に要する経費(会場費、通信運搬費、消耗品費等)
- ・講座開催時の感染症対策のための経費(アクリル板、消毒用品等)
- ・オンラインでの講座開催のための備品購入(PC、通信のための機器等)
- ・実践活動としてのサロン・見守り・相談等の支援活動に要する経費

助成金対象外経費

- ・ボランティア活動保険料(ボランティア行事用保険は助成対象とします)
- ・ボランティアの謝金(交通費などの実費弁償は助成対象とします)
- ・団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費

5 活動の対象期間

令和5年1月1日～令和6年3月末日

6 助成額

- (1) 助成総額:180万円
- (2) 1件あたりの助成上限額は10万円とします。(応募金額は10万円以上で記載すること)
ただし、市町村社会福祉協議会(地区社会福祉協議会は除く)が、市町村内の団体・個人を対象とした研修を開催する場合のみ助成上限額は50万円とします。

7 助成の決定

- (1) 本会において応募内容を確認し、決定します。
- (2) 決定にあたっては同一地域に助成が集中しないよう地域バランスを考慮します

8 研修・講座に使用する教材について

今回の助成により実施する「地域で孤立する人に気づき、つながり、見守る人材(つながりワーカー)を養成する講座・研修」の開催にあたっては、中央共同募金会が提供する研修動画・ワークブック(テキスト)を使用させていただきます。

動画・ワークブックは、中央共同募金会WEBサイトの助成決定団体専用ページから視聴・ダウンロードいただくものとし、助成が決定した団体に専用ページのURLとパスワードを通知します。

なお、この研修動画・ワークブックは、中央共同募金会の助成により、特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンターが企画・開発したものです。

9 応募方法・結果通知

(1) 応募期間・応募方法

助成申請書(別紙)に必要な書類を記入の上、別添スケジュール記載の各回応募締切日までに下記応募・問い合わせメールアドレスへ送信してください。

募集期間 令和5年1月1日(日)～令和6年2月29日(木)必着

(2) 提出書類

申請書と併せて下記の書類を提出してください。

ア 送金口座確認票(応募書別紙)

イ 団体の規約又は会則又は定款

ウ 令和4年度事業報告書及び決算資料(無い場合は令和3年度)

エ 令和5年度の事業計画書及び予算書

オ その他(機関誌、パンフレット等団体の活動内容が分かる資料があれば直近のものを添付)

(3) 助成決定及び助成金の送金

ア 助成決定については、別添スケジュールに基づき、その都度、申請内容の審査を実施して、本会ホームページで公表の上、応募団体あてに通知します。

イ 助成金は、送金口座確認票の内容が適正であることを確認のうえ、本会から当該団体の指定する口座に送金します。

10 助成決定後のお願い

(1) 活動内容の紹介

多くの人たちから寄せられた募金を原資としていますので、今回の助成金での取り組みを、団体のホームページやSNSなどで発信してください。

(2) 事業報告、決算報告書の提出

助成金による活動が終わったら、1か月以内に所定のWEBフォームより、報告書とありがとうメッセージ(簡単な様式があります)を提出してください。詳しくは決定通知にてお知らせいたします。

【応募・問い合わせ先】

社会福祉法人青森県共同募金会

〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ4階

TEL:017-722-2169/FAX:017-722-2160

E-mail:aomorikyoubou@ace.ocn.ne.jp

【実施スケジュール(予定)】

応募開始	令和5年1月1日(日)	
回数	応募締切	助成決定(本会 HP 公表) 助成金交付
第1回	1/31(火)	—
第2回	5/31(水)	6/14(水)
第3回	6/30(金)	7/14(金)
第4回	7/31(月)	8/14(月)
第5回	8/31(木)	9/14(木)
第6回	9/29(金)	10/13(金)
第7回	10/31(火)	11/14(火)
第8回	11/30(木)	12/14(木)
第9回	12/28(木)	1/17(水)
第10回	1/31(水)	2/14(水)
第11回	2/29(木)	3/14(木)
完了報告 提出締切	令和6年3月末日	